

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会
火薬小委員会
火薬類保安ワーキンググループ

議事の運営について（案）

令和4年3月28日
産業構造審議会
保安・消費生活用製品安全分科会
火薬小委員会
火薬類保安ワーキンググループ

本ワーキンググループの議事の運営については、以下のとおりとする。

1. ワーキンググループ（以下、「WG」という。）は、当該WGに属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
2. WGの議事は、当該WGに属する委員及び臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
3. 座長は、必要があると認めるときは、当該WGに属する委員、

臨時委員及び専門委員以外の者を当該WGに出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

4. 議事は原則公開することとする。ただし、特別の事情がある場合は、座長の判断により非公開とすることができる。

5. 会議の配布資料及び議事録は、原則公開することとする。また、議事要旨は速やかに経済産業省のホームページを通じて公表する。ただし、議事を非公開とする場合など特別の事情がある場合は、座長の判断で配布資料または議事録の一部または全部を非公開とすることができる。